

笛吹市告示第 D015号

捕獲犬の抑留について

笛吹市犬取締条例第3条第1項により、犬を捕獲抑留したので同条第2項の定めるところにより公示する。

犬の所有者は、3月23日までに笛吹市役所本庁にて引き取りの手続きをしてください。

記

- | | |
|---------|-------------------|
| 1. 捕獲期日 | 令和8年3月16日 |
| 2. 捕獲場所 | 笛吹市御坂町藤野木地内 |
| 3. 犬の特徴 | 甲斐犬風 雌 中型 黒色 首輪なし |
| 4. 抑留期間 | 令和8年3月18日より3日間 |
| 5. 抑留場所 | 笛吹市役所 本庁 |

令和8年3月17日

笛吹市長 山下 政 樹